

平成 23 年度 第 10 回公益事業振興補助事業審査・評価委員会 議事概要

1. 開催日時：平成 23 年 10 月 28 日（金） 午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分
2. 開催場所：財団法人 JKA 4A・B 会議室
3. 議題
 - (1) 平成 24 年度補助事業審査の基本的な考え方について（案）
 - (2) 平成 23 年度東日本大震災復興支援補助について（案）
 - (3) 補助事業評価について
 - (4) その他

<資料>

- 資料 1：平成 24 年度補助事業（公益） 要望状況一覧表（速報暫定版）
- 資料 2-1：平成 24 年度・補助事業審査の基本的な考え方について（案）
- 資料 2-2：審査評価委員の審査項目の一部変更について
- 資料 2-3：事業審査シート（案）
- 資料 2-4：「審査・評価マニュアル」（第 2 版）（案）
- 資料 2-5：平成 24 年度補助事業（公益） 委員審査スケジュール（案）
- 資料 2-6：平成 24 年度補助事業審査スケジュール（案）
- 資料 3：平成 23 年度 東日本大震災復興支援補助 第 2 次募集要項（案）
- 資料 4：平成 23 年度 補助事業審査・評価委員会 評価作業部会 審議概要

4. 出席者

小松隆二委員（委員長）、栃本一三郎委員（委員長代理）
大江守之委員、大島巖委員、千田彰一委員、高橋紘士委員、西貝宏伸委員、
早野透委員、原田宗彦委員、宮嶋泰子委員、山岸秀雄委員
[事務局] 笹部理事、竹内グループ長、浅倉チーム長、坂井室長、佐藤副室長

5. 本委員会の定足数の確認（事務局竹内）

「補助事業審査・評価委員会規程」第 7 条第 1 項の規定に基づき、只今、委員総数 14 名中 8 名（後に 11 名）のご出席をいただいておりますので、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

6. 事務局笹部挨拶

本日は、委員の皆様方におかれましては、第 10 回公益事業振興補助事業審査・評価

委員会に、大変ご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日、今年度第 10 回を迎えましたが、今年は東日本大震災に対する復興支援補助事業を、i 委員を部会長とする震災部会を設置し、採択案審査を 6 回実施し持ち回り審議により当委員会で決定をさせていただきました。

また、7 月に行いました審査・評価委員会におきましては、本格的な評価のあり方及び平成 23 年度の評価に向け準備に取り組むため、「機械」担当の j 委員を部会長、k 委員を副部会長とする評価部会を新たに設置しました。本日の議題の一部資料の評価について、2 回実施した内容報告も準備しておりますが、今後、当委員会にお諮りする評価関連事項も増加することとなります。

本日の議題の中には、復興支援補助の第 2 次募集要項案のご審議を含む 3 つの議題を設定しておりますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。引き続き、ご指導の程よろしくお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。

7. 議事

(1) 委員長挨拶

皆さん、こんにちは。月末が近くて、しかも平日の日中、いろいろご予定がおありだったと思いますが、ご出席どうもありがとうございます。

それでは、議事の進行にはどうかよろしくご協力の程、お願いしたいと思います。

最初におことわり、お知らせですが、この委員会を開催するにあたりまして、公開としているということ、そして、委員に配布した資料は、審査用の個別資料を除きまして、傍聴席の皆様にも配布しているということをご報告申し上げたいと思います。

(2) 議事進行の説明（事務局竹内）

本日の議題は 3 つ、平成 24 年度・補助事業審査の基本的な考え方についての案、平成 23 年度東日本大震災復興支援補助についての案、それから、補助事業評価について、その他事項でございます。

(3) 配布資料の確認（事務局竹内）

資料 1 : 平成 24 年度補助事業（公益） 要望状況一覧表（速報暫定版） 1 ページ

資料 2-1 : 平成 24 年度・補助事業審査の基本的な考え方について（案） 2 ページ

資料 2-2 : 審査評価委員の審査項目の一部変更について 3 ページ

資料 2-3 : 事業審査シート（案） 4～8 ページ

資料 2-4 : 「審査・評価マニュアル」（第 2 版）（案） 18 ページ綴り

資料 2-5 : 平成 24 年度補助事業（公益） 委員審査スケジュール（案） 9 ページ

資料 2-6 : 平成 24 年度補助事業審査スケジュール（案） 10 ページ

資料 3 : 平成 23 年度 東日本大震災復興支援補助 第 2 次募集要項（案）

11～14 ページ

資料 4 : 平成 23 年度 補助事業審査・評価委員会 評価作業部会 審議概要

15～20 ページ

その他 : 季刊誌『ぺだる』

(4) 平成 24 年度補助事業 (公益) 要望状況一覧表 (速報暫定版) についての報告
(事務局山田)

平成 24 年度の要望事業数及び要望額は、9 月 30 日の要望締切り時点での補助事業者からの件数・金額でありまして、今後、精査した結果、要望額が変更となる場合がありますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、「応募状況」の欄になりますが、平成 24 年度の「公益」の全体の要望額は 546 件、5,761,373,000 円でございます。内訳になりますが、「公益の増進」「社会福祉の増進」「地域振興 (東日本大震災復興支援補助)」「非常災害の援護」に区分されております。その中でも、対象事業を「自転車・モーターサイクル」、「文教・社会環境」それぞれ記載しておりまして、事業ごとの種類別に「事業費」「建築」「機器」「福祉車両」と、分けて区分しております。また、併せまして、事業ごとの補助率及び上限金額も記載しております。

「公益の増進」の欄ですが、「重点事業」と「一般事業」、「新世紀未来創造プロジェクト」に分かれておりまして、平成 24 年度の「重点事業」の合計は、68 件、1,627,636,000 円と、金額は平成 23 年度とほぼ同じになっております。「一般事業」の合計金額は 1,857,170,000 円と、若干増えております。「新世紀未来創造プロジェクト」は、平成 23 年度からの新規の事業であり、平成 23 年度と比較しまして、要望数は 28 件から 21 件と減っておりまして、金額は 25,228,000 円から 18,030,000 円となっております。「公益の増進」の合計で、平成 23 年度は 193 件、3,457,724,000 円が、平成 24 年度は 3,502,836,000 円となっております。

「社会福祉の増進」ですが、平成 23 年度の合計が 334 件、2,058,673,000 円から、平成 24 年度は 294 件、2,138,592,000 円と要望額が増えております。特に、「障害者」の事業費が平成 23 年度の 16 件から 30 件、金額は 106,375,000 円から 225,371,000 円。建築は 22 件から 33 件、金額は 731,094,000 円から 1,033,178,000 円と、件数・金額ともに増えています。

「地域振興 (東日本大震災復興支援補助)」は、平成 24 年度は 34 件の応募がありまして、119,945,000 円の要望となっております。こちらは平成 23 年度の「地域振興」の第 1 次募集の 5 月 10 日から 7 月 15 日までの要望事業としての件数は 73 件で、202,684,000 円の要望です。

「非常災害の援護」ですが、平成 24 年度は日本赤十字社からの要望となっております。

(5) 議題 1：平成 24 年度補助事業審査の基本的な考え方について（案）の説明

（事務局浅倉）

資料 2-1 から 2-6 までを通してご説明いたします。まず、資料 2-1 をお開けください。

「平成 24 年度・補助事業審査の基本的な考え方について（案）」、平成 24 年度の補助事業の審査については、平成 23 年度を基本として実施するというごさいます。なお、前回の委員審査結果も踏まえ、下記のとおり補助事業審査の一部見直しを行うものとしたと考えております。

記書きの以下ですが、1.委員審査項目を「7 項目」から「5 項目」に変更とありますが、事業審査のうち、「公益性の確保」及び「広報計画の審査」については、新たに平成 24 年度から設けました要件審査に移すというごさいます。このことについては、既に 7 月の委員会でご了承いただいております、平成 24 年度の補助方針に反映済みでございます。なお、この変更に伴いまして、実際に審査をしていただくに際しての「審査の主な視点」の重複部分の整理統合を図りました。前年度までは 16 項目あった審査の視点を 9 項目に集約いたしました。16 から 9 という、7 項目削減したことになりますが、このうちの 4 項目は要件審査に移しました「公益性の確保」と「広報計画の審査」に関連するものでございまして、実質的には委員の先生方に審査していただく審査の視点は、昨年度の 12 から 9 項目に重複部分等を精査いたしまして、整理統合いたしました。

2 番目といたしまして、審査基準を「4 段階」から「5 段階」に変更したいと考えております。昨年度は「1」から「4」までの「4 段階」で各審査項目について採点をしていただきましたが、今回は「4 点」の「優れている」を、新たに「全体的に優れている」の「5 点」と、「優れている」の「4 点」、この 2 つに分けまして、「5 段階」の採点したいと考えております。この目的は、案件ごとの差異を昨年度以上に付けやすくするためということで、「5 段階」に改めております。

1 ページめくっていただきまして、資料 2-2 でございます。平成 23 年度の委員審査項目は、点線で囲んである部分でございまして、「事業の審査」のうちの①から⑥の部分と（3）広報計画の審査をお願いしておりました。これを、平成 24 年度の補助方針で見直しを行いまして、（2）の①公益性の確保を新たに設けました要件審査の②に、（3）広報計画の審査を新たに設けました要件審査の④に移しました。これにより、（1）組織審査に加えて、（2）要件審査を事務局の審査項目といたしました。委員の先生方にご審査いただく事業審査については、下のほうの点線で囲んである部分①から⑤の 5 項目をお願いしたいと考えております。

1 枚めくっていただきまして、これに伴いまして、事業審査シートの見直しを行っております。「事業審査シート（案）」となっておりますが、まず、上の部分に主査と副査の所見欄がございまして、主査の所見については、案件の特筆すべきストロングポイントがあれば、それをここに書いていただくという見直しを行いました。点線で区切つてある右側ですが、昨年度も条件付きならば採択してもよいというようなご指摘をいただき

ましたので、この部分に、この案件についてはこういった条件であれば、採択してもよいという部分がありましたら、コメントを書き添えていただくというように改善いたしました。

下の欄は副査の欄でございますけれども、副査は、主査の先生が審査したこのシートを受け取った段階で、主査の審査した内容の全般に関するご意見があれば、この欄に書いていただくというように考えております。副査の審査（コメント）が終ったものは、主査の先生にお戻しをいたしまして、それに対して、主査の先生が副査の先生のご意見を参考としてコメントする部分があれば、副査の先生のコメント欄の右側に書いていただくということでございます。いずれの欄も、無い場合は「無し」と記入していただきたいと考えております。

コメント欄の右ですが、※印で「審査基準」と書いてあります。各項目について5点満点で審査していただきたいと考えております。できるだけ配点のメリハリをつけて採点していただければと考えております。「5点」が「全体的に優れている」以下、「4点」の「優れている」、いちばん下の「1点」の「全体的に劣っている」まで、5点法で各審査項目を採点していただきたいと考えております。

下の欄が実際に採点していただく欄でございますが、審査項目は7項目から5項目に減っております、「1 社会的課題の把握と解決策の妥当性」から「5 事業の発展性」までの5項目でございます。

この見直しに伴いまして、「審査の主な視点」aからjまで10項目ございますけれども、「4 事業の新規性と継続性」については、「新規性」または「継続性」のいずれかを選択するというところでございますので、案件ごとの審査の視点は全9項目ということになります。おのおの審査の視点の「参照書類」を右側に示しておりますが、平成24年度審査から見直しを行いました「事前計画／自己評価書」を主として参照して、該当する部分を審査していただきながら、いちばん右側の「委員判定」欄に「1点」から「5点」で採点していただくということになっております。

なお、この審査シートについては、メールでのご送信を考えておりまして、その際には、「委員判定」欄を区切ってある左側の少し幅の狭い欄は、プルダウンメニューで「1点」から「5点」を選択できるようになっております。例えば、「4点」を選択すると、右側の余白に「優れている」という表示が出てくるということでございます。紙で審査する場合はこのままでございますので、採点欄の部分に「1」から「5」のいずれかを入れていただくという形になっております。

なお、メールで送信した場合は、エクセル上で作業された際に、右側に「参考」という欄がございますけれども、※印の参考欄の部分ですが、ここに事業項目ごとに「1点」から「5点」までの採点件数が表示されるようになっております。先生方にお願ひする審査件数の中で、例えば、いちばん上の1のaの項目については、「4点」と採点したら、「4」の欄に1件と出る形になっております。次々と審査をしていくと、「1点」から「5点」までの採点の傾向が一つの目安として、ここに表示されるということでございます。

9 項目採点し終わると、いちばん下の合計欄に合計点が出て、最終的にそれを序列化して「採否」の判断の一つにしたいと考えております。

1 ページめくっていただきますと、「参考資料」と右上に打ってありますけれども、「事前計画／自己評価書」(1/4) 以下 4 ページ資料が付いております。1/4 ページの真ん中あたりにオレンジ色の線で囲んであって、事業審査シート「事業の継続性 i」に該当と書いてありますが、これは一つ前の事業審査シートの「参照資料」の部分が、どこを見れば分かるかということが、ここに指し示してあります。例えば、アルファベットの「i」の項目を審査する場合に、「事前計画／自己評価書」のどこを見ればよいのかというのを、ここで示してございます。2/4 ページ以降、それぞれアルファベットで示した審査項目の該当する部分をオレンジ色の四角囲みで表しておりますので、実際に、要望事業者の資料が届いた場合は、当該部分をご確認いただければ、審査ができるという形になっております。

次に、資料 2-4 をご覧ください。「機械工業振興補助事業及び公益事業振興補助事業審査・評価マニュアル(第 2 版)」というのがございます。今回の審査方法の見直しに伴いまして、マニュアルを見直しております。なお、表紙のいちばん下に「平成 23 年 11 月 2 日」となっておりますが、11 月 2 日に「機械」の審査・評価委員会が開催されます。本日の「公益」の審査・評価委員会の審議を経て、11 月 2 日の「機械」の審査・評価委員会でご了承いただけた日に、本第 2 版を制定させていただきたいと考えております。

「審査・評価マニュアル」については、関連する該当部分についてのみご説明しますが、14/18 ページを見ていただきたいのですが、ここに「(3) 事業審査」というのがございます。これが先ほどの事業審査シートに書いてありました 5 項目、「1 社会的課題の把握と解決策の妥当性」から「5 事業の発展性」までの新たに見直した 5 つの審査項目の主な視点を反映して記載させていただいております。この内容は、先ほどの事業審査シートと同じものでございます。

次に、スケジュール関係なのですが、資料 2-5 をご覧ください。いちばん上になりますが、11 月中旬を目途に JKA から審査委員の皆様方に審査用の資料をご送付したいと考えております。審査資料が着きましたら、一つの目安として 11 月中旬から 12 月初旬に、まず主査の審査をしていただきまして、事業審査シートに採点をしていただきたいと考えております。そして、12 月初旬に JKA に戻ってまいりましたら、副査の先生に主査の事業審査シートと審査用の資料をご送付したいと考えております。副査の先生には、12 月初旬から下旬くらいを目途に、主査の先生の事業審査シートの副査コメント欄に副査の所見を入れていただくということでございまして、昨年は副査の先生にも同時に採点をしていただきましたが、ここは昨年の審査スケジュールが変則であったところが、通常のスケジュールに戻ったこともあり、改善をいたしまして、主査の先生の審査結果に対するコメントをしていただくというのが、副査の役割になります。

12 月の下旬から 1 月の中旬にかけて、副査の先生から JKA のほうにご返送いただ

いた資料を、改めて主査の先生にお送りします。ここで主査の先生に、最終的に副査の先生のコメントを確認していただいて、修正の必要がなければそのまま結構ですが、変更の必要があれば、採点・コメントを見直して、JKAのほうに1月中旬を目途にご返送していただいて、この結果をJKAで取りまとめまして、2月に2回開催を予定している審査・評価委員会でお諮りをして、委員審査案件の採択案件を決めたいと考えております。

1枚めくっていただきますと、資料2-6として全体スケジュールが示してあります。今日の10月28日の委員会が終わりましたら、12月12日に次の委員会を開催予定ですが、ここでは委員の先生方の審査案件は、主査の先生から副査の先生へと審査をしている最中ですので、この委員会にはお諮りをせず、JKA事務局の簡易審査案件である「新世紀未来創造プロジェクト」と震災復興支援に係る「地域振興」の案件について、事務局からお諮りをして、採択案件を決めたいと考えております。

2月の初旬と下旬に開催される残り2回の審査に係る委員会で、主査・副査の先生方にご審査していただいた案件と、残りの簡易審査案件について採択案件を決めたいというのが全体スケジュールでございます。

<質疑>

委員長：ありがとうございます。只今の平成24年度補助事業審査の基本的な考え方、スケジュールも含めてご説明いただきました。この案につきまして、何かご意見・ご質問をお願いしたいと思います。大変細かい項目にも亘っておりますので、いきなりでは見にくい面もあるかと思いますが、ご自由にご意見・質問等を出していただければと思います。特に、変更等もありますので、そのへんを踏まえまして、いかがでしょうか。

a 委員：メール等でのファイルで送っていただく場合に、パスワードをきちんとして、慎重にしなければいけないということですね。もう一つは、先ほどスコアリングガイド的なものについて触れられたのですが、「全体的に優れている」等の「5、4、3、2、1」の形があり、すごくシステマチックに工夫されたものになったと思っているのですが、その上で、右側にそれぞれ付けた人が、どこに付けたかが分かるようになっているというので、自分で自己統制を図ると思うのですが、国の関係のものではよくあるのですが、絶対に採択してはいけない案件を2割にしろとか、1割にしろとか、絶対に採択しなければいけない案件は、2割はちゃんと入れろとか、そういう規制をかけるようなところがあったり、ずれることはあるのですが、およそ全体の分布をどれくらいのものにするのですよということを示す場合がありますよね。そういうことについては、必要なしとするのであれば、必要なしとしておいたほうがよいかもしれないですね。なぜかという、主査・副査で効率的に行われるわけですが、評価者によって全体に偏るといがあるので、そういうことを少し検討されてもよいかと思います。

事務局笹部：パスワードの件は当然のこととして配慮させていただきます。

今回も各委員の方に採点していただく案件は、前回同様、アトランダムとしてご担当頂きますが、その中には昨年、各委員がご担当した同一案件も含まれております。担当するグループ群のバラツキがありますが、参考として採点分布の状況把握が分るような対応として審査シート（エクセル）上に講じました。

委員長：審査を厳しくという面もあったかと思いますが、長い間、採択率が高かったですから、書類がしっかりしていると通りやすかったというレベルでしたが、前回あたりから、かなり厳しくなっていますし、これからもたぶん、補助できる資金のほうが減っていますので、かなり競争が激しくなる。そうすると、今のようなことも可能だと思いますね。審査項目等も、前よりも分かりやすく、それぞれの項目の区別がはっきりしていると思うのですが、そのへんも含めて、何かございましたら。評点の「5」も、いや「4」のほうが良いという方もおられるのかどうか。特に、主査と副査の役割も大きく変わって、副査はチェックをするだけといいますか、チェックだけではないでしょうけれども、そういうやり方もどうかですね。

b 委員：副査の役割がだいぶ簡素化されたということなのですが、副査が意見を述べる場合には、主査の審査全般に関する意見ということで、基本的には個別についてはあまり述べないと、じっくり見たところ、この案件に関しては見解が違ってしまう、あまり細かくは述べないというのが原則という考えでよろしいのでしょうか。

事務局浅倉：ここで言う審査全般というのは、個々の事業項目ごとにシートが行きますので、例えば、30件であれば30件の個々の案件について、特に長所・短所という視点にとらわれずに、全般的に副査としてのご意見を書いていただければということでございます。

c 委員：「全体的に優れている」という、この「全体的に」というのはどういう意味ですかね。普通の「すべてに」ということとは、どう違うのですか。審査される側からすると「5」か「4」か、というのがあって。

委員長：たぶん「たいへん優れている」ということでしょうね。5段階ですから。実は、当初、「5点」が「全体的に優れている」、「4点」が「一部優れている」になっていて、「一部」だと、「ややよい」とか、いろいろとれるから、「一部」は取ったほうがよいのではないかと、「全体的に」は、その「一部」に対してあったのですね。そういう意味で、たぶん「5」は「たいへん優れている」という意味だと思うですね。そういう意味では、「全体的に」というのは、ちょっと弱い印象を与えるかもしれませんね。

事務局竹内：今、委員長におっしゃっていただいたとおりでありまして、逆に見ていただくと、「2点」のところに「一部劣っている」というところがありますが、「3点」を平均に置かせていただいて、優れているのだけれども、このへんが優れている

という部分が特徴的なところでしたら「4点」をいただいて、さらに全体として優れているということになったら「5点」をいただきたいということでもあります。

a 委員：今、重要な指摘なのは、竹内グループ長は「3点」が普通だとおっしゃったわけだから、通常、「4」にぶれたりすることが多いではないですか。「3」を中心に考えてよいくというメッセージですね。

事務局笹部：これは昨年初めて「4点」表記で行った部分で、それを主査・副査のコメント入りで点数化しました。前回では、採択する際にもご議論の一資料として出した次第です。一方、条件付き採択の場合は、審査委員所見を交付時にお知らせする。また、継続案件であれば、前年、または前々年の「自己評価」も審査要件として、「ちょっと光っているね」みたいな部分を評価することも必要です。また、今までの「3」と「4」の考えだと、どうしてもその隙間のイメージとして「3」では「4」を中間得点に設定し、「ここはポイントだ」というストロングポイントのイメージとして「5」を設定しました。今後、良い事業をチョイスする際に「4点」、「5点」、または、この「4点」については、もっと上に行ったかとか、「2点」については、採択に関し付帯条件が付けられる案件、ここが少し劣っているだけであって、ここさえ、または、この確認さえできれば、「3」なのだろうけどなど、前回のご意見を踏まえ採点方法に改善を加えました。

d 委員：統計学的に言うと、この「1、2、3、4、5」というのは等間隔ではなく、順序尺度というものです。この点数の間隔は一定ではないのです。温度とか身長みたいな数字は比例尺度でそうなのですが、これを無理矢理、等間隔と仮定して平均点を出したりしているのですけど、例えば、論文等を指導する場合は、同じ表記にしないと等間隔にならないので、これだと「優れている」を「一部優れている」にしないと、間隔は随分変わってしまって、恣意的な部分は入るので、どうかと思います。そういうものは関係ないというのであれば、別に問題はないのですけど、正確を期すならば、「2点」と「4点」は同じ表記にすべきではないかと思います。「2点」を「劣っている」にするか、「4点」を「一部優れている」にしたほうが正確ですね。

委員長：この「一部」という表記が誤解を与えないかというのが私の意見だったのですが、量的に「一部よい」のか、質的に「ややよい」という程度なのかということで、確かに「一部」が片方であって、そういう意味では、あまりバランスの取れた表記ではないのです。皆さん、考えていることは同じなのですね。表現の「一部」を入れるかどうか、他の言葉によいがあるかどうか。

e 委員：「全体的に優れている」と言いながら、一つの項目の中の話ですね。あらゆる角度からすべての項目を全体的に考えた時に、「全体的に優れている」というのであれば分かるのですけれども、一つの項目を評価した時に「全体的に」という副詞が付くには、ちょっと違和感があります。ここは、結局は「特に優れている」「やや優れている」「やや劣る」「特に劣る」というような、一般的な言葉にし

たら、何か問題はあるのでしょうかね。この5段階ということで。

b 委員：先ほど委員長がご自身で「やや」という表現をされたので、「やや優れている」ということが検討されたのかどうかというのを伺いたかったのですが。

委員長：そうですね。「一部」よりも「やや」のほうがよいかというような。ともかく、今までの「4」の「いちばん優れている」がたった一つだと、差がほとんど開かない、そこで、本当に優れているのは抜き出したほうがよいのではないかということで、「5」「4」としてあるみたいです。認識はだいたい同じなのですが、言葉ですね。

a 委員：よくあるのですが、どこかに集まってしまって差が出ない形なので、メリハリを出させるために、表記を考えてやる場合がしばしばありますよね。そういう意味では、どちらかに明確に分かれるような形にするような表記というのがよいと思うのです。そういうことも勘案して、たぶん作られたと思ったので、「全体的に優れている」というのは、要するに「コンプリート」みたいな意味なのですよ。 「優れている」というのは、指摘事項も多少あるのだけれども、極めて光るものがある、これは採択というみたいな、言葉で言うとそういうことなのでしょうね。

f 委員：先ほど順序尺度うんぬんというお話がございましたけれども、「アンカーポイント」という概念があって、確定的アンカーポイントと全般評価アンカーポイントがございますね。これは、全般評価でグローバルに、ザックリとらえるというものでございますね。そうすると、ザックリとらえる場合には、副詞の語感で選ぶ方法もあるのですが、できるだけ正確にとらえるとする、その基準を明確に示しておく、それが重要なのだと思うのです。それはマニュアルの中に、先ほどご紹介のあった14/18でございますけれども、これが例えば、「社会的課題の把握と解決策の妥当性」というのが示されていて、審査の主な視点が3つ示されてございますよね。これが、どの程度満たされていれば「5」にするのか、どのくらい満たされていれば「4点」にするのか、「3点」にするのかという、そういうことを言葉で示すようなことはできないものなのではないでしょうか。これを拝見して、「全般的に」とか、「一部」を入れるか、入れないかは、こういうところからきているのかと思ったのですけれども、「全般的に」とは、この3項目がみんなプラスの方向に行っていると、そうなれば「5点」が付くと。この3項目のうちの1項目、あるいは2項目半ぐらいが付いていれば「4」が付くとか、それだけでも随分分かりやすいですよ。

a 委員：スコアリングガイドの部分の記載が、まだ不十分と思うのです。「5、4、3、2、1」の部分は、どうしても短い文章にせざるを得ないから、これでよいのですが、それについての個別の説明を、先ほどの14/18ページのところに書くということでしょうね。もう一つは、よくあるのですが、客観性を保持するために細分化された細目の部分の5項目があって、5項目の半数以上だとどうだとか、そ

ういうものがあるのですが、実際に項目数が取れるものと、取れないものがあったり、いろいろあるではないですか。

g 委員：昨年、審査させていただいている中で申し上げたのですが、一つは JKA に関連している自転車絡みのもので、長年続いているものがあるわけですが、こういうものをある程度、それはそれとして理解して採点をするのか、まったくシャッフルして、通常のものと同列に議論してよいのかどうかということと、それと、年余に亘って継続的な事業がいくつかあって、言ってみれば、永遠のマンネリズムみたいなものだけでも、それは予算として取り組まれてあって、少しずつ新しいことが出てきているというので、それをすごく新規性がないということで、評価してよいのかどうかを、昨年の最後のところでご検討いただければということをお願いしたのですが、これについてはどうなっているか、教えていただきたいのです。

事務局竹内：まず、継続性なのですが、やはり新規性も非常に評価しやすいところかもしれませんが、事業によっては継続すること、特に福祉などですと、私どもの助成なり補助がないと、同じことの繰り返しには近いのだけれど、補助を受けられている方が資金的な面ですとかで、もう事業ができなくなってしまうという実態もございますので、これは継続事業なのだけれども、その継続をすることが大切だという事業もあると思っていて、その継続性に関しては、是非、我々も理解しながらやっていきたいです。ただ、同じ規模で、同じスケールで補助を続けることができるかどうかというのは、査定の問題になってこようかとは思っていますが、継続性が強いからといってということは、事業を見ながらご判断をしていただきたいという部分もあります。

g 委員：そういうことは、委員の中である程度のコンセンサスがなくて、まったくマンネリだと評価してしまえば、そこでペケになってしまうので、継続事業でその事業自体が非常によいものであるということであれば、それはそれとして「良し」とするということで、マニュアルの中に書いておいていただいたほうがよいと思います。前回、私が初めてやった時に、これをいちばん悩んだところだったと思います。私たちも文部科学省の科学研究費などでも、やはり新規性というものを重要視するものですから、これは、今おっしゃったような主旨だとか、分野とかでは少し違うのだらうと思いますので、まさにそれがないと事業が立ち行かないのではないかとと思われるようなものもあるわけですし、一括して新規性がないとして見捨てることはできないだらうと思います。ただ、他のものと比べた時にどうなのかというのは、どうしても比較をせざるを得ないので、その場合に、そういった事業は継続性を評価するということを、どこかに書いておいていただいたほうがよいと思います。

事務局笹部：お手元に封筒があると思います。その中にサンプルですが、平成 22 年度の「事前評価書」が入っております。もう 1 枚が「事後評価書」というのが入っていま

す。そして、もう1枚、「平成22年度 自己評価書追加提出」と、この3種類を参考に準備しました。g委員からのご指摘に関しましては、当然、継続事業という部分につきましては、平成24年度補助方針で、きちんとその「自己評価」も見ていくこととしております。平成24年度を見る際に、平成23年度の継続事業が動いていることから、11月中旬以降にお渡しする際の継続事業については、当該法人の平成22年度をセットします。3種類のうち「平成22年度 事前評価書」と書いてありますのは、いわゆる事前計画書です。もう1枚が「事後評価書」で平成22年度に使ったものです。最後は、追加提出して頂いたものです。今回、大きく「事前計画書」と「自己評価書」を変えた部分で、その整合を取るために別途追加で書いていただいた紙1枚が、いちばん端的で分かりやすいものと思います。継続案件についてはこの3種類の付加資料をご覧頂き、継続事業の問題点（マンネリからの脱却）、改善点などを審査していただく。

委員長：今、説明のあった「4 事業の新規性とか継続性」、これはかなり大事な項目として、ある段階から入れられた部分です。採択率が高くて、ちゃんと書いてあると通るのだけれど、そこにオリジナリティがある、あるいはユニーク性、新規性はどの程度あるか、これは大変高く見るべきだと思います。そして、継続もただダラダラではなくて、継続する意味を是非、評価してほしいということです。ただ、具体的にこういう場合ということを示すと、大変多様なテーマがあり、難しいと思うのですが、そういうことで、オリジナリティ、継続の必要性を重視しようということ、ただ、ちゃんと書いてあるからお金を出すというのではよくないというようなことに入ったと思うのです。

事務局竹内：自転車競技に関しましても、我々は「重点」と「一般」に分けさせていただいております。「国際的に強い選手を作る」みたいなところは「重点」としてとらえさせていただいて、地域振興的なところでサイクリング大会だとか、そういったところは1/2で評価させていただいているというように、ある程度、我々も自転車関係であれば何でも補助率を高くしてということではありませんが、そういったことで、申請者も書いていると思いますので、そういったところでご判断をいただければよろしいかと思っています。

委員長：何人かの方から出された5段階の評価については、5段階に対する疑問は特に出ていないので、5段階でいくということ。それで、f先生からもっと具体的な尺度をとということ、e委員から具体的に5段階のいちばん上を「特に優れている」と、2番目が「やや優れている」。特に優れているわけではなくても、ある程度入りたい、「普通」があつて、それから「やや劣る」、最後は駄目ですね。そういうことが、かなり分かりよいと思うのですが、そのへんを一つの参考にして、特に皆さんのほうで、さらに「こうやってほしい」ということがあればよいのですが、なければ、今のe委員の提案をヒントに、事務局にらせていただければ、何とかまとめたと思いますので、その評価の5段階の表記ですね。e委員よりも

よい案があるという方は、是非、お出しいただいて、他の点はいかがでしょうか。それでは、只今の議論を踏まえまして、この5段階の評価については、ちょっとお任せいただくということを含めて、説明のあった平成24年度・補助事業審査の基本的な考え方については、ご承認いただくということによろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

事務局竹内：只今、ご指摘いただいたところは、直させていただくことといたします。それで、11月2日に「機械」のほうでも、同じような審査をいたしますので、最終的に「機械」のほうでもお諮りして、ご了解をいただいた段階で、最終決定をするという運びになります。また、簡易審査案件であります「福祉車両」「検診車」「新世紀未来創造プロジェクト」等につきましては、12月の委員会から事務局のほうで審査させていただいて、順次、審査していただくというスケジュールで進行させていただきたいと思っております。

続いて、委員の皆様のご担当いただく事業リスト（案）について、山田のほうからご説明させていただいてよろしいでしょうか。

事務局山田：封筒の中にもう一つ、主査の担当をしていただく委員の方の資料を入れさせていただいております。こちらは、今回の担当を割振りした際の前提条件としまして、1事業者を1名の委員に審査していただくこととしております。また、事業項目数が各委員でほぼ同数になるように割振っております。昨年、審査を担当していただきました事業者がある場合には、右の欄が平成23年度の要望及び査定結果となっておりますが、引き続きその事業を担当していただきたいと考えております。JKA事務局として、右側の欄に私どもの窓口の者の名前を記載させていただいております。本表については、今後、組織審査・要件審査を経た上で、事業項目数の変更等が生じる場合がありますので、予めご了承いただきたいと思います。

(6) 議題2：平成23年度東日本大震災復興支援補助について（案）の説明（事務局山田）
資料3についてご説明させていただきます。「平成23年度 東日本大震災復興支援補助 第2次募集要項（案）」ですが、こちらの東日本大震災復興支援補助につきましては、今年度、緊急的な対応としまして5月から7月にかけて募集を行い、既に36件、99,929,000円の内定をしています。

今回は、復興への対応が長期化・多様化する状況を踏まえ、第2次の募集を行います。募集要項の内容について、前回と変更になっている箇所について主にご説明をいたします。

「1.補助対象者」でございますが、平成24年度の募集を行った分では、これと同様ですが、「大学に所属する研究者」も対象者として挙げてございます。

「2.対象となる事業」ですが、前回は(2)としまして、被災者に対するカウンセリングや被災地域の記録活動として、①カウンセリング、調査活動、②被災地域の記録・調

査としておりましたが、今回より明確にするために、(2)の被災地域及び被災者受入地域におけます高齢者、児童、障害者等を対象としました生活支援と、(3)被災地域の記録、調査活動（ニーズ調査、実態調査）に分けています。「4.補助の対象となる経費」のところですが、(2)のところが新たに今回、設けている部分でございます。被災地（岩手県、福島県、青森県、宮城県、茨城県、千葉県、栃木県）7県と書いてございますが、こちらは「被災者生活再建支援法」に基づきまして、県内全域が被災地域と指定されている地域でございます。被災地での活動に直接関わる事務局スタッフの人件費の要望が事業者等からありましたことも踏まえまして、新たに事務局スタッフの人件費を対象経費として設けてございます。

次のページをお開きください。(3)が新たな部分で、応急仮設拠点施設（プレハブ）の建築費について新たに補助の対象といたしました。

「7.応募受付期間」でございますが、こちらは具体的な日程については、空欄となっておりますが、本委員会でご了承いただいた後に、当財団の理事会等での稟議を経た上で、発表する予定でございます。

「9.結果の通知」でございますが、上記7の締切後1か月程度で、採否の結果をお知らせするような形を考えてございます。

「12.補助事業の対象期間」のところをご覧ください。単年度の補助事業でございますので、内定日から平成24年3月31日までに完了するのが原則としております。但し、事業実施期間が短くなりますので、平成24年4月以降の事業実施については、延長の手続きが必要になるということを入れてございます。

「13.補助事業に関する留意事項」の(6)のところでございますが、平成23年度の復興支援補助事業者（交付決定事業者）、平成24年度の復興支援補助申請者は、34事業者の応募がありましたが、重複する内容で要望する場合は、事業内容によっては確認が生じることがありますので、当財団の問合せ先まで事前にご連絡くださいということ、留意事項として入れております。

最後の「事業経費の基準」のところをお開きください。応急仮設拠点施設（プレハブ）を新たにメニューとして設けましたので、「物件費」の「建築費」ということで内容を入れております。その下の「事業費」のところですが、「B.事務局スタッフ人件費」が新たな項目として設けています。被災地7県での活動に直接関わる事務局スタッフ人件費が対象となります。但し、補助金額総額の50%以内であることという条件があります。A、B、Cと振ってございまして、「A.専門業務謝金」、「B.事務局スタッフ人件費」、「C.臨時備役費」の合計額が補助金総額の70%以内であることも、事務局スタッフ人件費を新たに設けたことに伴い条件として入れております。

委員長：ありがとうございました。只今の説明を踏まえまして、「東日本大震災復興支援補助 第2次募集要項（案）」について、ご質問等がありましたらお願いします。経験を踏まえて、いくつか新たに加えたりということが見られたところでありま

す。

h 委員：対象となる事業に関することなのですが、被災地における高齢者、児童、障害者等を対象とした生活支援、それから、今、非常に問題になっているのが、仮設住宅に入ったのはよいけれども、みんな全然動かないので、みんなでちょっとした運動をしましょうとか、そういった活動をしていらっしゃる方がいるのですね。そうした場合に、最後の「事業の専門職」というのを見た時に、コーディネータ、カウンセラーとあるのですが、トレーナーがないので、そういう事業と認めていただけるものなのかということをお聞きしたいと思ったのですけれども。こういった支援というのが、かなり多岐に及ぶと思うのですよね。

事務局竹内：今、震災の被災者の方の生活の基盤が、避難所と言われるところから仮設住宅に移っているという段階になったというのは、我々も認識をしております。前回の中で、仮設住宅に移った時に、どうしても、知らない人とか、こもりきりになりやすいということで、コミュニティをつくるために、喫茶店とかそういった事業は認めていたところでありました。今、身体を動かさないというところがあって、トレーナーの方等呼んで、仮設住宅の方にお集りいただいて、エクササイズ等を教えたいというところの補助という意味でしょうか。

h 委員：そうですね、そういう活動をしていらっしゃる方が多くなっているのですよね。

委員長：たぶん、カウンセラー等に準じますから、よいのではないですかね。活動の目標だとか、いろいろなものがしっかりしていれば。

事務局竹内：コーディネータとかカウンセラーとか、そういったご身分があれば、いちばんよいのですが、申請書の中にどのように記載されているのかということでは、我々が審査させていただきますけれども、そういったことが一概に駄目というつもりはございません。

a 委員：一般的には問合せだと思いますが、制限列記なのか、例示なのかということにしておけばよいと思います。

事務局笹部：h 先生がおっしゃったのは、経費基準の A のところですよね。この読み方ですけど、備考に書いてあるカウンセラー等の「専門家」。エクササイズというのが、どういう専門家というか、よく分かりませんが、経費の種類に示すとおり「専門業務謝金」ですから、それとして相応しい資格ということで、ご理解していただくとお思います。当然、ケアという部分になれば、それなりの資格が必要になろうかとお思います。

c 委員：放射の除染なども大変なのですが、そういうことなどは対象になりうるのでしょうか。

事務局笹部：いわゆる計測装置を購入したい要望はありました。当初 JKA の補助事業の 300 万円という枠の中で、当該の物件購入を前提としておらず判断が難しいなど、i 震災部会長の震災部会でも同様な議論が出ました。特に、見解は「道の駅」とかそういうところで、地場産の野菜に対する風評被害の問題に対処するため、セシ

ウムの計測装置を入れてということもありましたけれども、5月から7月の時には除外した経緯があります。ただ、今の除染の問題ですとか、大きな問題になってきておりますので、新たな要望が上がった場合は、震災部会でのご議論を経た上で、当委員会で決定していただくという形になるかと思えます。

c 委員：この仕組みでいうと、ある地域にプレハブを建てて、除染活動全体を引き受けることは、もちろんできないだろうけれども、ある部分的にいろいろな支援をするとか、放射性物質の観測とか、そういうのは300万円くらいでできるのではないかという気がします。今は、除染などでも、国だとか県が動かないから、個人的に何とかやろうという動きがありますよね。

事務局笹部：活動内容に伴う拠点施設として審査対象になり、その事業計画が認められれば、その関係施設としての、プレハブはあり得るのではないのでしょうか。

委員長：それでは、只今の議論を踏まえまして、当委員会として「平成23年度 東日本大震災復興支援補助 第2次募集要項(案)」を承認することにさせていただきます。ありがとうございました。

(7) 議題3：補助事業評価についての説明(事務局佐藤)

お手元の資料4でご説明を申し上げたいと思います。内容は評価作業部会の審議概要ということで、評価作業部会につきましては、委員会の審議に資するため、評価専門の担当の先生にお集りいただいて、評価の問題を集中的にご審議いただくということを委員会でお諮りをしまして、「機械」「公益」とともに7月の委員会で設置をご承認いただきました。

「機械」のj委員が部会長、こちらの「公益」ではk委員が副部会長という形で、ご審議をしていただきまして、「2.評価作業部会の開催」にありますように、第1回、第2回、8月1日、9月30日で審議をいただいております。まだまだ結論を得ていない部分もあるのですが、今回は、そのご報告とご意見をいただければということで、諮らせていただきます。

「3.第1回、2回の主な審議内容」について、ご説明を申し上げます。実際の審議内容ですが、評価の目的を最初に再確認し、評価の枠組み(評価の流れ、評価手法)について、また、評価結果を公表方法についてご審議いただいております。

評価の目的につきましては、大きく分けて2点、評価結果を基に事業の改善・向上を目指すということ、それからもう1点は、透明性の確保と社会的説明責任を果たすとともに、JKA補助事業の周知と理解促進を目指すという、この2点です。特に、理解促進の部分の主眼としたらいかがでしょうかというご審議をいただいております。もちろん、最初に申し上げた向上とか改善のほうも大事なのですが、こちらを主眼としていただいております。

評価の枠組み(評価の流れ及び評価手法)についてですが、こちらでご審議いただく中で、個々の補助事業を(木)と考えたらどうだろうか、JKA補助事業の全体像を(森)

と考えたらどうだろうかというご意見をいただき、そうしますと、かなりイメージが膨らんで、ご審議をいただくようになりました。

具体的に申し上げますと、個々の補助事業の評価というのは(木)の1本1本の評価だろうと、つまり、計画したとおりにその木が育っているか、実はなっているかということ、うまく育っていないならば、どうすればいいのか。ここを剪定したらよいだろうか、肥料のやり方がどうだろうかということを考えて、それをフィードバックして、向上につなげるというのが、(木)の評価、個々の補助事業の評価ということです。

その次は(森)ですが、(森)へ行く前に、クヌギとかナラとかという群生があって、私どもの補助事業に戻れば、例えば、補助分野とか、補助メニューでどうかということがあると思うのですが、そういう検討をした上で(森)の評価、JKA補助事業の全体像をとらえてどうか、つまり、(森)として役に立っているのかどうかということの評価すること。総体として、もっと役に立つようにするにはどうすればよいかを考えていくのがJKA補助事業の全体像の評価、これは、どちらかということ、補助事業者よりもJKA自身に戻ってくる評価結果だろうということになります。

そういう形で、整理・ご検討いただいて、(木)の評価から(森)の評価に至るまでの道筋を具体的にどうやって行くのかということをご審議いただいております。

次の17ページをご覧くださいなのですが、こちらが(木)の評価、(森)の評価を考えてみて、それをJKA補助事業の評価の流れに落とし込んだものです。上の表組で、いちばん下が「評価」、⑤自己評価から始まる流れになります。⑥でJKA一次評価、⑦で個々の補助事業の(木)の評価のチェックとあります。これは前回までもご審議いただいているのですが、審査担当の先生にJKA一次評価をチェックしていただこうと、ここまでが(木)の評価。右に行きまして、審査・評価委員会でそれをご確認・ご承認いただく、そして次の段階として、評価担当の先生は、⑨の(森)の評価だろうと。もちろん、個々の(木)の評価が分からないと駄目なものですから、それを全部見るとして、(森)の評価をやっていただくのが評価担当の先生だろうという整理です。そして、審査・評価委員会で、それをご承認いただくという形になります。

具体的に、チェックとは何かということですが、16ページで【個々の補助事業(木)の評価】①審査担当委員の「チェック」について、というところで、自己評価を受けてJKA一次評価をやっておりますので、まずは、その内容のチェックをしていただく。次に、審査時に実施条件を付けている場合があると思いますので、それについて、達成状況をご覧ください。最後に、事業の実施状況とか、結果・成果をご覧ください。というこの3点を見ていただいて、コメントを書いていただく、意見を言っていただくということです。これにつきましては、一覧表を用意して、なるべくご負担のかからないようにして、さらに詳しくご覧いただきたい場合には、添付の資料で帳表は付けるつもりでございまして、基本的には一覧表で見ていただき、チェックいただくようにしたいと思っております。

では、具体的にJKA一次評価をどうするかということですが、18ページをご覧いた

だけですでしょうか。作業部会で審議では、なるべく指標等がはっきりしているもの、達成度等という部分で具体的に評価をしようということで、評価項目を絞り込んでおります。それに加えて、このJKA一次評価の下のほうを見ていただくと、3) 事業の促進・阻害要因とございます。これについては、JKA一次評価と自己評価の項目として入っていないのですが、これを改めて、次の19ページの様式で補助事業者からいただいて、うまくいった要因、うまくいかなかった要因を自己分析していただいて、これも評価に加えることを考えております。

これは、先ほどの(森)の評価にもつながる部分でございまして、次の20ページをご覧いただきたいのですが「2.分析方法」、これはあくまで(案)で、審議の途中なのでございますけれども、分析方法を見ますと、(1)目標の達成状況の傾向把握と、(2)事業の促進・阻害要因の傾向把握、こういうことで分析をして、(森)の評価へつなげたいと思っております。下に、分析のイメージがございまして、この達成状況の傾向把握関連では、たぶん、こんな傾向が出るかもしれないというイメージ図です。右のほうは、阻害要因・促進要因で拾っていくと、こんなものが出るかもしれないというところで、(森)の評価をまとめていきたいと考えております。ただ、整理・分析手法については、もっと事業分野ごとに詳しく、特徴を踏まえて、事例を基に引き続き検証していきたいと考えております。

現在、このようなご審議をいただいております。最後に、公表の部分ですが、基本的には公表することによって、透明性を確保しつつ、補助事業者の結果をフィードバックして、事業の向上へつなげていただくということを目的とするのですが、JKAの評価が補助事業者の社会的評価につながってはいけない、公表するにしても、誤解を生じさせないような何らかの工夫が必要だろう、というご審議をいただいております。途中経過では、ございますけれども、ご報告をさせていただきました。

<質疑>

委員長：ありがとうございました。只今の説明を踏まえまして、評価について、個々の補助事業から事業の全体像まで、難しい問題もあり、しかし、必要な課題も含まれております。何かご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。

d委員：20ページの横の棒グラフは、これは(森)のイメージでよろしいのですか。

事務局佐藤：(木)の目標達成状況の傾向をすべて集めてみて、この事業分野ごとにやった場合に、こういう傾向がでるかもしれない。そうすると、なぜなのだろうということの、これから分析が始まるという基礎資料として、こういうイメージになるかもしれないということでございます。

d委員：JKA全体の補助事業の評価のイメージでよろしいですね。

事務局佐藤：はい、そうです。全体像です。

委員長：それでは、この評価については、このように進めさせていただくということで、予定された議事は終了ということになります。

(8) その他について

<質疑>

h 委員：自転車に関することで2つほど、お聞きしたいと思っております。
まず1つ目、竹内さんが先ほど、自転車に対する補助事業は厚めに行くが、特に選手強化は厚めだけれども、その他、地域振興とかみんなのスポーツ系は、それほど厚めではないというような発言だったのですけれども、そういう形よろしいですか。

事務局竹内：24年度に関しては、そういう形で募集するというのを補助方針に記載してありますので説明いたしました。

h 委員：この補助方針に関してなのですが、実は今年、「スポーツ基本法」ができましたことは、皆さんよくご存知だと思います。この「スポーツ基本法」のベースというのは、日本国民がスポーツをする権利をもっていると明記されていて、このスポーツをする権利というのが、初めて認められたという形なのですね。そうした時に、国は、選手派遣をするような競技者に対しても、それから、国際大会の招致に対しても、ある程度責任をもつということもあるのですけれども、同時に、一般の人々がスポーツを楽しむ権利というのが、ここで明らかにされたという意味でも、時代が高度成長期の「勝つ」ということにこだわる時代から、一人一人がスポーツを謳歌して、この国に生まれてよかった、この国で生きていてよかった、スポーツができてよかった、健康でよかったと言えるような生活をするという形に、少しずつこれからシフトしていくと思うのですね。今、私たちも「スポーツ基本計画」というものを作ろうということで、文部科学省のほうもいろいろ動いているわけですが、そうした時に、補助事業方針というの、今後、見直す可能性があってもよいのかと。「強化」というのは、これから国がやることでもありますし、東京都でもやっていますし、本当の自転車の楽しみをより多くの方に知ってもらうということが、本来のJKAの仕事ではないかと思うのです。これが1点です。

2点目は、先日、伊豆ベロドロームの自転車の全日本選手権に伺いました。見事な板張りの250mで、選手たちも生き生きとしていました。私は、自転車を20年前からよく見ているのですけれども、これほど自転車競技がエキサイティングで面白かったのかと思うくらい、ピストが小さいものですから余計感じるわけですね。そこで、いろいろな関係者の方とお話をしまして、競輪をよりエキサイティングにする、そうしないと、この補助事業のためのベースの収益というのも上がってこないわけですね。いくら良い事をしようと思っても、お金がなければ良い事はできないわけですから、そういうものを基本的に見直す時期に入っているのではないかと思います。

a 委員：最初に申請案件の発表がありましたね。あれは報告なので、申し上げなかったのですが、2年連続して申請が「0」というがありますね。補助方針が「建築費」

の部分の自己負担割合が変更されたり、上限額が変更になったり、そういうようなことからかどうかは定かではないのですが、少なくとも2年間連続して1件も「建築費」について申請がないというのは、ここにおける審査・評価ということではなくて、そもそもの項目自体について、合致しているかどうかということを検討しなければいけないと思います。

i 委員：また、大変な作業が始まるのだということで、委員には相当な負担がかかってくるので事務局も緊張感をもって大いにやっていただきたいと、内部教育も含めてよろしく願いいたします。

d 委員：これは何度も言っているのですが、「一般事業」の中の「体育」が、補助方針の中では、「体育・スポーツ」になっているのですが、この広報とか、今日いただいた速報の暫定版では「体育」になっているので、是非、「体育・スポーツ」ということで、よろしく願いいたします。

e 委員：東日本大震災の特別な対応の復興支援補助は、どのくらい続けるおつもりというか。やり始めた以上は、続けないといけなかなど。

事務局竹内：我々は、いつまで続けるというよりも、世の中は復興・復旧し元に戻るまでには、相当かかるだろうということがありますので、我々の中では期限の設定はしていません。できるだけやりたいとは思っています。ただ、競輪も法律の改正だとか、外部的な要因がございまして、どのくらいの資金で、どのくらい続けられるかというのは、長期的には言えることではないのですが、これは日本国にとって相当なダメージを受けているところですので、できるだけの支援をしていきたいと思っています。

事務局竹内：この1、2年で、直ちに止めてしまうということは思っていないのですが、いろいろな状況もございまして。

委員長：これも継続することに意味があるのかもしれないですね。

(9) 今後のスケジュールについて (事務局竹内)

次回は12月12日(月) 午後3:00～午後5:00

その次が2月3日(金) 午後3:00～午後5:00

最終回が2月20日(月) 午後3:00～午後5:00

12月は、私ども事務局のほうの簡易審査案件のほうを審査していただくということを予定しておりますので、ご都合の程、よろしく願いいたします。

8. 閉会について (委員長)

それでは、以上をもちまして、閉会とさせていただきます。長時間、ありがとうございました。

以上